

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	9	9
④	②	③	④	9	

令和6年分
開催分

(ふりがな) おだちもとゆきこうえんかい えふわん
1 政治団体の名称 おだち源幸後援会「エフワン」

2 主たる事務所の所在地 大阪府中央区本町1-2-8

TSKビル4階

3 代表者の氏名 (姓) (名)
尾立 源幸

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
金子 裕伸

事務担当者の氏名

(姓) (名)
岩崎 純子

(電話) 06-6920-4080

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無
公職の種類 参議院議員全国比例
(現職・候補者の別) (候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
尾立 源幸

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 尾立 源幸
公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (2人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (3人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	6,192,728
(前年からの繰越額)	6,192,728
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	3,159,892
翌年への繰越額	3,032,836

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	578,635	0	
(4) 事 務 所 費	2,167,983	0	
小 計	2,746,618	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	413,274	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	413,274	0	
合 計	3,159,892		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ガソリン	38,741	R6/1/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
2	ガソリン	49,531	R6/2/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
3	カウネット文具	22,418	R6/2/25	株式会社ネットオフィス	愛知県名古屋市北区若鶴町154番地	
4	ガソリン	25,450	R6/3/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
5	ガソリン	62,363	R6/4/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
6	カウネット文具	15,073	R6/4/25	株式会社ネットオフィス	愛知県名古屋市北区若鶴町154番地	
7	ガソリン	39,013	R6/5/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
8	ガソリン	40,411	R6/6/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
9	ガソリン	37,023	R6/7/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
10	ガソリン	30,449	R6/8/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
11	ガソリン	55,434	R6/9/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
12	ガソリン	49,483	R6/10/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
13	ガソリン	48,761	R6/11/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
14	ガソリン	30,876	R6/12/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
15	カウネット文具	22,297	R6/12/25	株式会社ネットオフィス	愛知県名古屋市北区若鶴町154番地	
	こ の 頁 の 小 計	567,323				
	そ の 他 の 支 出	11,312				
	合 計	578,635				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	複合機リース 折半分	17,600	R6/1/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
2	家賃 折半分	106,875	R6/1/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
3	複合機リース 折半分	17,600	R6/2/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
4	家賃 折半分	107,164	R6/2/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
5	複合機リース 折半分	17,600	R6/3/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
6	家賃 折半分	104,703	R6/3/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
7	複合機リース 折半分	17,600	R6/4/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
8	家賃 折半分	114,850	R6/4/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
9	複合機リース 折半分	17,600	R6/5/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
10	家賃 折半分	113,764	R6/5/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
11	複合機リース 折半分	17,600	R6/6/28	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
12	家賃 折半分	113,159	R6/6/28	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
13	複合機リース 折半分	17,600	R6/7/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
14	家賃 折半分	113,420	R6/7/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
15	複合機リース 折半分	17,600	R6/8/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
	こ の 頁 の 小 計	914,735				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	家賃 折半分	113,654	R6/8/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
17	複合機リース 折半分	17,600	R6/9/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
18	家賃 折半分	113,544	R6/9/30	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
19	複合機リース 折半分	17,600	R6/10/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
20	家賃 折半分	115,329	R6/10/31	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
21	複合機リース 折半分	17,600	R6/11/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
22	家賃 折半分	112,348	R6/11/29	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
23	複合機リース 折半分	17,600	R6/12/25	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
24	家賃 折半分	114,108	R6/12/25	ブルームコンサルティング株式会社	大阪府中央区内本町1-2-8	
25	源泉所得税	30,630	R6/1/19	東税務署	大阪府中央区大手前1丁目5番63号大阪合同庁舎第3号館	
26	コンサルタント料	44,895	R6/1/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
27	コンサルタント料	44,895	R6/2/22	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
28	コンサルタント料	44,895	R6/3/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
29	コンサルタント料	44,895	R6/4/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
30	コンサルタント料	44,895	R6/5/24	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
	こ の 頁 の 小 計	894,488				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
31	コンサルタント料	44,895	R6/6/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
32	コンサルタント料	44,895	R6/7/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
33	コンサルタント料	44,895	R6/8/23	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
34	コンサルタント料	44,895	R6/9/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
35	コンサルタント料	44,895	R6/10/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
36	コンサルタント料	44,895	R6/11/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
37	コンサルタント料	44,895	R6/12/25	堀内英将	河内長野市莊園町1-5	
38						
	こ の 頁 の 小 計	314,265				
	そ の 他 の 支 出	44,495				
	合 計	2,167,983				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	ETC利用料	26,220	R6/1/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
2	ETC利用料	49,730	R6/2/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
3	ETC利用料	38,200	R6/3/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
4	ETC利用料	39,440	R6/4/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
5	ETC利用料	22,230	R6/5/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
6	ETC利用料	20,110	R6/6/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
7	ETC利用料	15,790	R6/7/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
8	ETC利用料	24,560	R6/8/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
9	ETC利用料	32,510	R6/9/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
10	ETC利用料	37,170	R6/10/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
11	ETC利用料	32,040	R6/11/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
12	ETC利用料	25,060	R6/12/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	363,060				
	そ の 他 の 支 出	29,996				
	合 計	393,056				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	メッセージカード	11,000	R6/6/25	佐川ヒューモニー株式会社	東京都江東区新砂2丁目2番8号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	11,000				
	そ の 他 の 支 出	9,218				
	合 計	20,218				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	シ 金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	全日本遊技産業政治連盟	8,500,000	R1/7/3	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 28日

政治団体の名称 おだち源幸後援会「エフワン」

会計責任者の氏名 金子

裕伸



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 2 日

おだち源幸後援会「エフワン」
代表 尾立 源幸 殿

登録政治資金監査人

登録番号

研修修了年月日

吉田邦彦

第 4611 号

平成 26 年 3 月 7 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、おだち源幸後援会「エフワン」の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、おだち源幸後援会「エフワン」の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

おだち源幸後援会「エフワン」と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、おだち源幸後援会「エフワン」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上